

○財務省告示第百八十六号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
平成三十年六月八日に発行した利付国債の発行条
件等を次のとおり告示する。
平成三十年七月十日

財務大臣 麻生 太郎

一	名称及び記号
一	利付国庫債券（二十年）（第四百四十七回）、利付国庫債券（三十年）（第二十八回、第三十四回、第三十六回及び第四十回）及び利付国庫債券（四十年）（第一回、第二回、第三回、第四回及び第五回）
二	発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項
三	振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定
四	発行方法 の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。利回り格差（第十七号）に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行
五	募入決定の方法 各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。額面金額で四千九百九十億円
六	発行額 内訳（別表のとおり）

七 払込金額	八 最低額面金	九 振替単位	十 発行日	十一 発行価格	十二 利率	十四 利子
六千三百八十八億二千三百五万	五千円	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金の整数倍の金額によるものとす。	平成三十年六月八日	発行対象国債ごと、額面金額を出した金額、次の算式により算	$1 + \frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{100} \times \text{残存年数}$ (別表のとおり) 募入決定の通知を受けた者は、 払込金額に加えて、次の算式によ り算出した金額を払込日に払 い込むものとす。	第十号に規定する発行日後の各 発行対象国債の支払期 とし、各支払期において、次の 算式により算出し、期が銀行休業 日に当たるときは、期が銀行休業 日に支払う(償還期限に翌営業

（利付第三十回国庫債券）	（利付第三十回国庫債券）	（利付第三十回国庫債券）	（利付第三十回国庫債券）	（利付第三十回国庫債券）	名称及び記号
一・八%	二・〇%	二・二%	二・五%	一・六%	利率（年）
日年平 九成 月五 二十五	日年平 三成 月五 二十四	日年平 三成 月五 二十三	三平 月成 二五 月十 日年	十年平 日十 成二 月十 五	償還期限
二億 円	円百 三十三 億	億三 百六十 二	百七十 億 円	億二千 九百七	（発行 額面金額）

（別表）

十五 償還期限
十六 償還金額
十七 入札の基
十八 準とす
十九 各発行対
二十 象国債の
二十一 利回り支
二十二 元利金支
二十三 払場所
二十四 入札参加
二十五 払込期日

（別表）
平成一
十年六
月八日

財務大臣から通知を受けた者

日本銀行
とす
る。

平均値の

が発表し
た公社債
店頭売買
参考

年六月七
日付で日
本証券業
協会

銘柄毎の
基準利回
は、平成
三十

額面金額
につき百
円

（別表の
とおり）

各発行額
の利率／
100×1／
2

（同じ。）

（利付第四十回国庫債券）	（利付第四十回国庫債券）	（利付第三十回国庫債券）	（利付第二十回国庫債券）	（利付第十回国庫債券）
二・〇%	二・二%	二・二%	二・二%	二・四%
平成六年六月二十四日	平成六年六月二十三日	平成六年六月二十二日	平成六年六月二十一日	平成六年六月二十日
百九十億円	三十四億円	十三億円	五億円	千七百七十四億円